

全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プラン

全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プラン改正

※変更箇所：下線部

新 (平成 28 年 11 月 21 日から)	旧 (平成 28 年 11 月 21 日まで)	備考
<p>2. 非常事態発生時に実施する措置</p> <p>(2)基本的な対応</p> <p>①リファレンス・バンクのレート呈示 (略)</p> <p>②算出 (略)</p> <p>③公表</p> <p>i) 上記 2. (2)②iv) または v) の場合には、運営機関は18時までに全銀協 T I B O R レートを公表する。</p> <p>ii) 公表は、原則として、通常時と同様、情報提供会社経由とする。</p> <p>iii) リファレンス・バンクは、公表された画面において、自行の呈示レートが正しく表示されていることを確認する。仮に誤りがあった場合には、速やかに運営機関に連絡する。</p> <p>iv) 運営機関が、情報提供会社からの公表が困難と判断</p>	<p>2. 非常事態発生時に実施する措置</p> <p>(2)基本的な対応</p> <p>①リファレンス・バンクのレート呈示 (略)</p> <p>②算出 (略)</p> <p>③公表</p> <p>i) 上記 2. (2)②iv) または v) の場合には、運営機関は18時までに全銀協 T I B O R レートを公表する。</p> <p>ii) 公表は、原則として、通常時と同様、情報提供会社経由とする。</p> <p>iii) リファレンス・バンクは、公表された画面において、自行の呈示レートが正しく表示されていることを確認する。仮に誤りがあった場合には、速やかに運営機関に連絡する。</p> <p>iv) 運営機関が、情報提供会社からの公表が困難と判断</p>	

<p style="text-align: center;">新 (平成 28 年 11 月 21 日から)</p>	<p style="text-align: center;">旧 (平成 28 年 11 月 21 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>した場合には、運営機関は<u>全銀協TIBORレートを運営機関のホームページで公表するとともに、外部から非常事態の発生の事実および運営機関の対応状況の確認が可能となるよう対応する。ただし、運営機関が非常事態の影響を受け、大銀協に全銀協TIBOR公表事務の遂行を依頼した場合には、大銀協のホームページで全銀協TIBORレートを公表するものとする。</u>なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。 (以下略)</p>	<p>した場合には、運営機関は<u>銀行会館1階で全銀協TIBORレートを掲示する（運営機関が非常事態の影響を受け、大銀協に全銀協TIBOR公表事務の遂行を依頼した場合を除く）。</u>併せて運営機関のホームページおよび運営機関の事務局において、<u>外部から非常事態の発生の事実、運営機関の対応状況および全銀協TIBORレートの確認が可能となるよう対応する。</u>なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。 (以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常事態発生時の全銀協TIBORレートの公表の実効性を高める措置

以 上